

広島県ウォーキング協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島県ウォーキング協会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、(社)日本ウォーキング協会（以下「JWA」という）に加盟し、県内におけるウォーキングを普及推進するとともに、自然を愛護し、自然に親しみ、健康な心身の涵養を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務所は、広島市に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ウォーキングの実践活動事業
- (2) 自然保護思想及び環境保全意識の普及啓発に関する事業
- (3) ウォーキング普及活動、講習会への公認指導員の派遣事業
- (4) 県内の地域団体の育成に関する事業
- (5) ウォーキング団体間の交流と親睦を図る事業
- (6) その他ウォーキングの普及推進に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

1. 正会員 ※

(1) 団体会員

広島県内でウォーキングを推進する地域団体、グループなどで
本会の目的に賛同する団体

(2) 個人会員

県内を問わず本会の目的に賛同する個人

2. 賛助会員

本会の目的に賛同する団体及び法人

※正会員は総会における議決権を有する

(会 費)

第6条 本会の会費は、次の通りとする。

1. 正会員
 - (1) 団体会員 年額 22,000円
 - (2) 個人会員 年額 3,500円
2. 賛助会員 年額 20,000円

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に会費を添え事務局に提出する。
なお、JWAの団体所属維持会員を希望する者は、本会会費の他に、2千円（入会金免除）を納入して、JWAの個人維持会員になることができる。

(会員の特典)

第8条 会員には、会員証が発行され、JWAおよび県協会から必要な情報等が与えられる。
2. 会員は、全国の各種行事に参加することができるとともに、JWAから公認ウォーキング指導員による研修会の開催及び全国表彰の機会が与えられる。
3. JWAに団体所属維持会員費を納入した会員は、JWAが発行する「Walking Life」や年間完歩表彰及び歩行記録認定（地球一周4万キロ）の対象となる等の特典が与えられる。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 理 事
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 監 事 2名
2. 理事（会長、副会長、事務局長含む）は、20名以内とする。
3. 本会に顧問を置くことができる。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は予め定めた順序に従いその職務を代行する。
- (3) 理事 理事会を構成し、総会で委任された事項及び本会の運営に必要な事項を審議するとともに事業の遂行にあたる。
- (4) 事務局長 本会の事務および会計を行う。
- (5) 監事 毎事業年度の会計および財産の管理状況を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

但し、団体会員においては団体からの選任者をもって選任の対象とする

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員報酬)

第13条 役員報酬は支給しない。

第4章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、総会、理事会及び委員会とする。

(総 会)

第15条 1. 総会は、年1回開催し、会長が招集する。

なお、特別の事由があるときは臨時総会を開くことができる。

- 2. 総会は、正会員の過半数の出席によって成立する。
- 3. 総会の決定は、正会員の過半数の賛成によって行う。
- 4. 委任状による表決を認める。
- 5. 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関する事項
 - (2) 予算、事業計画に関する事項
 - (3) 事業報告、収支決算報告に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) 団体正会員の入会に関する事項
 - (6) 関係諸団体への入会に関する事項
 - (7) その他の重要な事項

(理事会)

- 第16条 1. 理事会は、会長が適宜招集し、理事の過半数の出席によって成立する。
2. 理事会の決定は、出席者の過半数の賛成により行う。
なお、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
3. 委任状による表決を認める。
4. 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 本会会則に規定する事項
 - (3) 本会の運営に必要な事項
 - (4) 関係諸団体との交流、他地区ウオーキング大会への参加等の決定

(委員会)

第17条 委員会は、会長が適宜召集し、特に軽微な事業について決定する時開催する。

第5章 会 計

(会 計)

第18条 本会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金、事業に伴う収入等によって支弁する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(監 査)

第20条 会長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支決算書、会計書類を作成し、監事による会計の監査を受けなければならない。

第6章 雑 則

(施行細則)

第21条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この会則は、平成30年 8月 19日から施行する。

この規約の記載内容が正しいことを証明いたします。
平成30年 8月18日

広島市中区東千田町1丁目3-15

広島県ウォーキング協会
会長 渡部 和彦 ㊟